

(2007.11.28)

## 2007グローバル人材活用セミナー

### 「留学生採用のメリット、採用実務にあたっての留意点」レジュメ

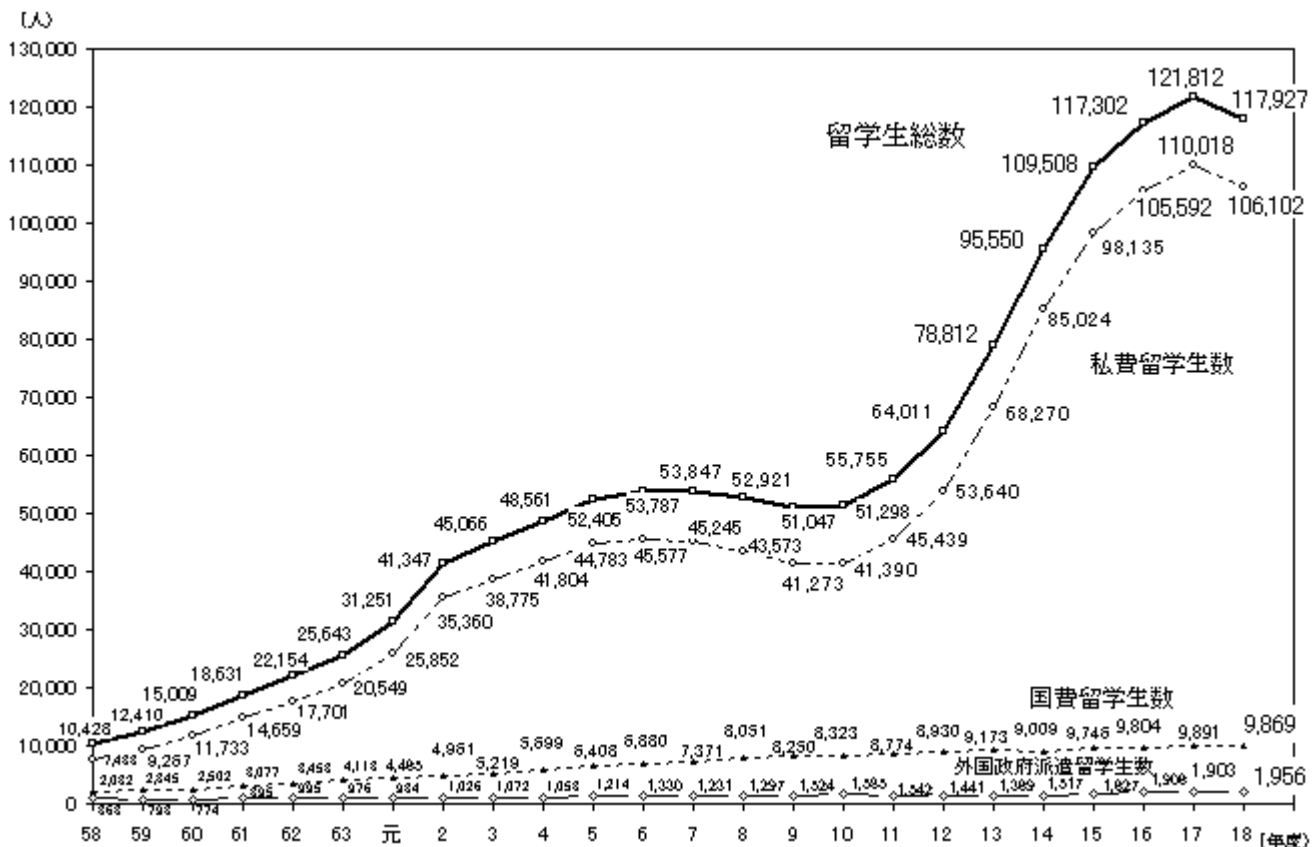
株式会社 アシスト 代表取締役 宮川 敬章  
大阪市西区江戸堀1丁目2番11号  
Tel : 06-6444-6035 / Fax : 06-6444-6078

## 1. 留学生の実態

### ■ 留学生数

- ・ 大学 (6.3 万人)・大学院 (3.1 万人) 合わせて約 10 万人の留学生 (06 年 5 月 1 日現在)
- ・ うち 7 割 (7.4 万人) が中国からの留学生
- ・ 私費留学生在が急増している。
- ・ 理工学系の留学生は 2 割。文科系の学生が大半。

(1) 留学生数の推移 (各年 5 月 1 日現在、出所：独立行政法人日本学生支援機構)



### ■ 私費留学生

- ・ 比較的裕福な家庭の出身者が多く、中国の場合、中小企業の経営者の子弟が多い。(→就職意欲は高くない)
- ・ 私学の大部分が日本人学生の減少のため、外国人留学生の獲得に注力しているが、彼らのための就職サポートを熱心に行っているわけではない。

### ■ 地方私立大学

- ・ 毎年18歳人口の減少のため、地方大学は入学者確保のために外国人留学生の入学者を増やしてきた。しかし地方には就職先が少なく、学生たちの不満が多い。
- ・ その上、留学生を受け入れている地方私立大学は文化系学部が大半で、企業のニーズとかみ合っていない。

### ■ 国費留学生

- ・ 国費留学生は比較的まじめで、就職の機会も多い。特に国立大学の留学生は就職のチャンスが多い。
- ・ 但し、大学院に進み、自国に帰って先生になる人が多く、私費留学生とは視点は異なる。日本で教師になりたいが、いまはまだ難しい。

### ■ 大学院生

- ・ 現在国立大学の院生でも、博士課程の前期(修士)が多く、専門分野への就職は少ない。→大学でのインターンシップの可能性
- ・ 理工系の専門課程の外国人が多くなっている。

(2) 専攻分野別留学生数 (平成18年5月1日現在、出所：独立行政法人日本学生支援機構)

専攻分野	留学生数		構成比	
社会科学	46,665人	(44,422)	39.6%	(36.5)
人文科学	27,443人	(27,670)	23.3%	(22.7)
工学	17,715人	(17,763)	15.0%	(14.6)
芸術	3,997人	(3,569)	3.4%	(2.9)
教員養成等	3,171人	(3,565)	2.7%	(2.9)
医歯薬学等	2,852人	(3,023)	2.4%	(2.5)
農学	2,832人	(2,858)	2.4%	(2.3)
家政	2,275人	(3,052)	1.9%	(2.5)
理学	1,501人	(1,564)	1.3%	(1.3)
その他	9,476人	(14,326)	8.0%	(11.8)
計	117,927人	(121,812)	100.0%	(100.0)

( ) 内は平成17年5月1日現在の数

## 2. 留学生の就職

### ■留学生の就職活動

2004年より留学生が継続して就職活動できるよう、卒業後1年を超えない期間で「短期滞在」、内定後の「特定活動」のビザを取得できるようになった。

### ■留学生の日本企業への就職数

- ・平成18年の在留資格変更数 8,272人（前年比40.7%増）
- ・国籍別には中国人が6,000人と最多
- ・在留資格別には「人文知識・国際業務」が5,938人(72%)、「技術」が1,720人（21%）

### ■留学生の本音

- ・希望就職先：日本の“名の知られている”大企業
- ・給料：日本人大学生と同じかそれ以上
- ・勤務地：最初は日本国内で。4～5年後には自国に。  
その場合給料は日本で勤務している人と同等に。
- ・結婚：できれば日本人と

### ■外国人の日本での就職・就業パターン（データは入国管理局平成18年数値）

①日本への留学生等文化系学部の大学卒業者が、日本の企業や機関に「人文知識・国際業務」の在留資格で就職

→ 57,323人（前年比3.7%増）：うち留学生からの資格変更数 5,938人

②理工系学部の大学卒業者や情報処理技術の有資格者が、IT技術等の技術者として日本企業・人材派遣会社等に招聘されて来日、就労

→ 35,135人（前年比21.0%増）：うち留学生からの資格変更数 1,720人

③高度人材（芸能・スポーツ、料理人等の技能者、教授、学者・研究者、医師、弁護士、会計士等）として招聘され、対応する就労ビザを取得して就労

④外国の支店、現地法人などの従業員が上記①及び②の活動業務内容で、日本の事業所に企業内転勤するケース

→ 14,014人（前年比17.0%増）

⑤外国人技術研修生として、企業の製造現場で技術研修しながら就労。1年間の研修後、2年目からは技能実習という特定活動で就労、合計3年間滞在できる。

・研修生 → 70,519人（前年比30.3%増）

実習生 → 約11万人（平成17年、16年の研修生数から推計）

⑥日系外国人（3世まで）が定住者ビザで入国して就労。就労活動の制限はない。

- ⑦日本人及び永住者の配偶者等。就労活動の制限はない。
- ⑧その他：留学生や就学生が、制限内でアルバイト。

■非永住者の主な在留資格（データは入国管理局外国人登録者統計より）

資格	本邦において行うことができる活動、代表的職業等	在留期間	平成18年（人）	構成比（%）	対前年（%）	
① 人文知識・国際業務	法律・経済・社会学他の人文科学や外国文化の知識が必要な業務に従事する通訳、翻訳、デザイナー等	3年or1年	57,323	4.6	3.7	
② 技術	理学、工学他の自然科学分野の技術又は知識を要する業務に従事する技術者	3年or1年	35,135	2.8	21.0	
③ 教育	教授	大学等で研究、研究の指導又は教育をする大学教授等	8,525	0.7	1.4	
	教授	中学校、高等学校等で語学教育等を行う教師	9,511	0.8	0.7	
	芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動	3年or1年	-	-	-
	宗教	外国の宗教団体から派遣され布教活動を行う宗教家	3年or1年	-	-	-
	報道	外国報道機関の取材等報道活動を行う記者、写真家等	3年or1年	-	-	-
	投資・経営	貿易その他の事業の経営や投資を行う経営者・管理者	3年or1年	-	-	-
	法律・会計業	外国法事務弁護士、外国公認会計士等	3年or1年	-	-	-
	医療	医師、歯科医師等	3年or1年	-	-	-
	研究	政府関係機関や企業等の研究者	3年or1年	-	-	-
	興行	俳優、歌手、ダンス、演奏、スポーツ等の興行や芸能活動	1年、6月、3月	21,062	1.7	-42.1
	技能	外国料理の調理師やスポーツ指導者等、産業上の特殊な分野で熟練した技能を要する業務に従事する活動	3年or1年	17,869	1.4	18.2
	④ 企業内転勤	外国の支社・関連事業所の職員が期間を定めて転勤、技術又は人文知識・国際業務活動を行う。	3年or1年	14,014	1.1	17.0
⑤ 研修 技能実習	企業等での技術研修 研修終了後引き続き、特定活動/技能実習を行う	1年、6月 +実習2年	70,519 (約11万人)	5.7	30.3	
⑥ 定住者	日系3世やインドシナ難民等	3年or1年	268,836	21.6	1.2	
⑦ 配偶者等	日本人の配偶者、実子等で、就労活動の制限はない	3年or1年	260,955	20.9	0.5	
	永住者の配偶者、実子等で、就労活動の制限はない		12,897	1.0	16.5	
⑧ 留学	大学、短大、専修学校（専門課程）等の生徒	2年or1年	131,789	10.6	1.7	
	就学	高等学校、専修学校（高等又は一般課程）等の生徒	36,721	2.9	30.5	
家族滞在	上記①②③④及び⑧の留学の在留資格を持つ外国人が扶養する配偶者、子	3年、2年、1年、 6月、3月	91,344	7.3	6.1	
特定活動 その他	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等	3年、1年、6月 で個々に指定				
外交	外国政府の大使、公使、領事等、及びその家族。	外交活動期間				
公用	外国政府の大使館・領事館の職員等、及びその家族	公用活動期間				
非永住者合計			1,247,398	100%	3.1%	

■技術系外国人就労者の在留資格と企業側・労働者側の各種要件

	①外国人技術者雇用	②企業内転勤	③研修生受入	
			1. 企業単独型受入	2. 団体監理型受入
在留資格	技術	企業内転勤	研修＋特定活動	
在留期間	1年又は3年（更新可）	1年又は3年（更新可） （但し転勤の期限は5年以内）	研修1年＋実習2年（更新不可）	
企業要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業績が黒字。</li> <li>・雇用者の職務内容が技術である。</li> <li>・職務内容と雇用者の学歴・履歴が一致すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業績が黒字。</li> <li>・受入企業の現地法人、関連会社、取引先企業からの転勤である。</li> <li>・転勤者の職務内容が技術または国際人文である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業績が黒字。</li> <li>・研修内容が単純作業でないこと。</li> <li>・派遣機関が、受入企業の現地法人、関連会社、取引先企業である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入企業が加入する中小企業団体等が研修を監理監督すること。</li> </ul>
人数制限	なし。ただし、雇用の継続性の確保という点で、会社の業務や設備規模に見合わない人数は許可されない。	なし。ただし、雇用の継続性の確保という点で、会社の業務や設備規模に見合わない人数は許可されない。	受入企業の常勤従業員数の5%（年間）。	従 201～300人:15人 従 101～200人:10人 従 51～100人:6人 従 50人以下:3人
労働者要件	4年生大学の理工系学部卒業生、もしくは技術系高等教育機関卒業で職務経歴が10年以上ある技術者。	現地法人等で、技術又は国際人文業務での1年以上の勤務歴があること。 ※学歴は問わず	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳以上（職歴・学歴は問わない）</li> <li>・研修修了後帰国し、日本で修得した技術等を活かした業務に就く予定のもの。</li> </ul>	
給与・待遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本人大卒者と同等以上の給与。</li> <li>・日本人従業員と同じ待遇</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本人と同等の給与</li> <li>・日本人従業員と同じ待遇</li> </ul>	研修中：生活費及び宿舍の提供。残業不可。 実習中：最賃以上・残業可・日本人と同待遇	

### 3. 日本企業のニーズと留学生のミスマッチ

#### ■ 300万人の労働力不足

- ・ 戦後ベビーブーム世代のリタイヤ期を迎え、今後300万人の労働力が減少する。これら中堅労働者の人員の補填が必要である。
- ・ 労働力不足が生じているのは主に中小企業である。

#### ■ ニーズが集中しているのは都市部である。

- ・ 日本企業の本社所在地は以下の3地域で76%を占めている。
  - 東京：40%
  - 愛知：20%
  - 大阪：16%
- ・ 関西には堺、東大阪、八尾、尼崎、加古川、姫路等の中小企業地域が多く、外国人労働者も多く、不法滞在者も多い。この地域の中小企業では外国人労働者なしでは事業が成り立たないほどである。

#### ■ 企業が欲しいのは理工系人材である。

- ・ ハードな技術よりソフト開発技術者。金融工学等。
- ・ その上で次の目標は文化系ソフト、芸術系技術者。量産型アルチザンの時代。

#### ■ 中国での大学生の就職難

- ・ 中国の大学卒業者は07年度で495万人おり、このうち今年の5月時点で55%の人しか就職していない。(日本は70万人で95%の就職率)
- ・ そのため、大学新卒の給与水準は年々下がっており、都市部でも平均的な初任給は1,500元程度となっている。  
このマッチングが私にとっての重大な仕事である。当社の事業の柱となってゆく

## 4. インターンシップ制度とアジア人材構想について

### ■アジア人材構想について

#### 提案内容

1. 日本語教育……最低日本語検定1級
2. 日本ビジネス教育……ビジネス慣行、日常的な慣習、風俗、文化
3. インターンシップ……期間と費用、企業、学生
4. 就職支援……学生と企業のマッチング/ミスマッチの解消

### ■シーメンスと上海工程技術大学

1985年開校

### ■課題

何時、どこで、どんな内容でどんな組織で行うのか。今外国の学生がこの提案に申し込むのかをはっきりしなければならない。

1. まずこの構想の衆知
2. 法的な地位の確立……労働ビザ、研修ビザ、特定活動???
3. 全体をコントロールする制度、組織、受入企業の体制が必要
4. 予算と執行をどうするのか?お金の用意があるのか?
5. インターンシップ制度の統一
  - ・ 参加企業の企業負担内容、学生に対する条件の統一
  - ・ 一番大事なことは、受け入れる留学生の日本語能力の条件を定めること
  - ・ 訓練期間中の学生に対する支援内容の統一 (インターンシップ)
  - ・ ルール違反に対するルール (罰則から帰国まで)
6. 最低の日本法律の理解、どこで、どの程度まで教育するか。
7. 訓練場所と設備
8. 各企業の受入内容
9. 何をメリットとするのか